

筑紫野市議会全員協議会報告資料

平成23年9月27日

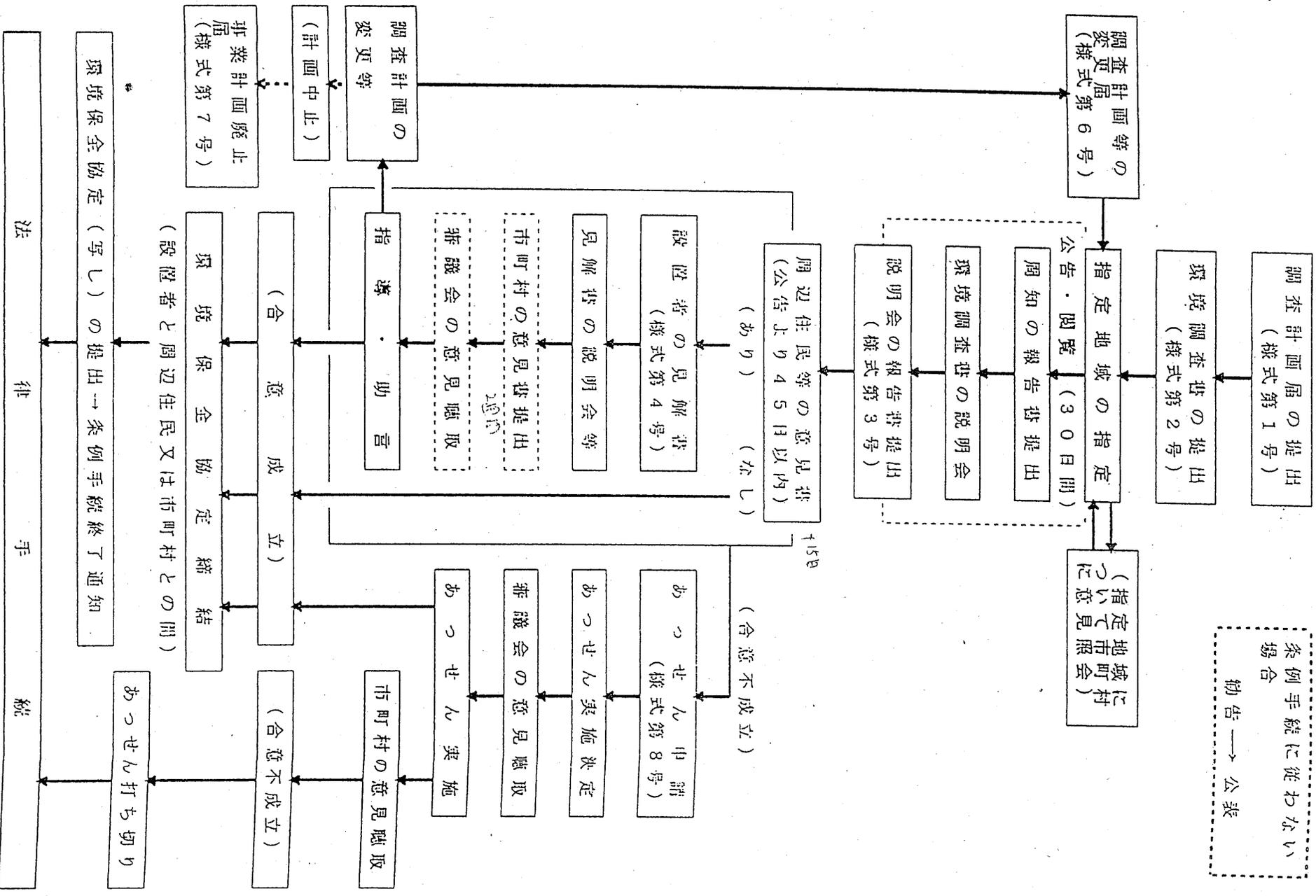
市民生活部 環境課

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に

関する条例の手続きについて88

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

手続フロー図



エコ・センチュリー21 (株) 施設設置について

1 事業者

氏名 エコ・センチュリー21 (株) 代表取締役 田中 直継
住所 福岡県筑紫野市大字山家2060-7

2 施設概要

(1) 焼却施設 (キルン&ストーカ炉)

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053-42
取扱品目 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、感染性廃棄物

処理能力 90t/日

(2) 乾燥施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053-46
取扱品目 汚泥

処理能力 32.7m³/日

(3) 破碎施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053-43
取扱品目 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等
処理能力 木くず 107.6t/日
ガラスくず等 195.8t/日
がれき類 289.7t/日

(4) 中和施設

設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053-46
取扱品目 廃酸、廃アルカリ
処理能力 150m³/日

3 紛争予防条例関係書類の提出年月日等

平成21年9月28日 調査計画書及び環境調査書 提出
平成23年4月1日 地域指定に関する筑紫野市への意見照会
平成23年9月6日 地域指定に関する県への回答

4 地域指定地域について

- (1) 焼却施設 煙突から半径1,300m
(いおう酸化物の最大着地濃度出現距離をサットンの計算式により算出)
- (2) 乾燥施設 煙突から半径1,300m (煙突から外部への影響=焼却と同じ)
- (3) 中和施設 煙突から半径1,300m (煙突から外部への影響=焼却と同じ)
- (4) 破碎施設 破碎施設の中心から半径300メートル (条例に規定)

22 廃第2274号
平成23年4月1日

決	裁	月	日	平成	23	年	4	月	1	日
お伺いします	供 債	係	主	係	補	課	部	副	市	長
		長	査	長	佐	長	長	市	長	
										

筑紫野市長 殿

福 岡 県 知 事
(廃棄物対策課施設第二係)



産業廃棄物処理施設の設置に係る指定地域の設定について (照会)

下記の者から、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 (平成2年福岡県条例第20号。以下「条例」という。) 第6条第2項に基づく環境調査書の提出があったので、条例第7条第1項の規定により、その写しを別添のとおり送付します。

ついては、同条第2項の規定に基づき指定地域として下記の地域を予定しておりますので、同項の規定により、貴職の意見を求めます。

記

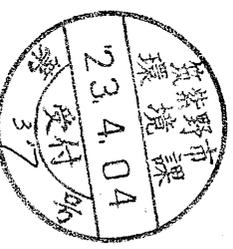
1 環境調査書提出者

住所 福岡県筑紫野市大字山家2060-7

名称 エコ・センチュリー21株式会社 代表取締役 田中 直継

2 指定地域

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設に係る指定地域
筑紫野市大字山家、大字阿志岐及び大字吉木のそれぞれ一部 (別添地図に示すとおり)



福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

調査計画届・環境調査書

産業廃棄物の焼却施設

目次

1. 調査計画届 (様式第1号)
2. 当該施設の位置を明らかにする図面
3. 付近の見取図
4. 環境調査書 (様式第2号の2)
5. 当該施設の位置を明らかにする図面
6. 付近の見取図
7. 土地登記簿謄本及び字限図
8. 施設の配置図
9. 施設の構造を明らかにする図面
10. 設計計算書
11. 環境調査結果書
12. 処理工程図
13. 仕様書
14. 性能を証する書類

エコ・センチュリー21株式会社

平成21年9月

様式第 5 号 (第 13 条関係)

調査計画変更届

平成 22 年 // 月 2 日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家 2060-7

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

調査計画届の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成 21 年 9 月 28 日		
施設の設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2063-42		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	
当該施設において 処理する廃棄物の種類	汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木 くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固形不要物, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンク リートくず及び陶磁器くず, が れき類	汚泥*, 廃油*, 廃酸*, 廃アルカ リ*, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残 さ, 動物系固形不要物, ゴムく ず, 感染性廃棄物	*印は特別管理廃棄物を含む



調査計画届

平成21年9月28日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)
 福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

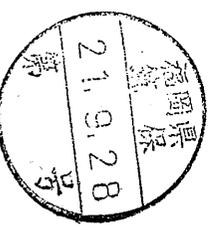
エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第1項の規定に基づき調査計画届を提出します。

施設の概要	施設の種類	産業廃棄物の焼却施設
	当該施設において処理する廃棄物の種類	汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固形不要物, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類
処理能力	90t/日 [3.75t/h×24h/日]	
処理方式, 構造及び施設の概要	処理方式, 構造及び施設の概要: 炉形式: キルン&ストーカ炉 付帯設備: ボイラ・発電設備 (発電出力: 1, 950kW) 排ガス処理設備: 乾式ガス処理装置+バグフィルタ 維持管理の概要: 中央制御・監視・記録, 巡回点検, 定期点検・補修	
設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6	
調査の概要	<p>大気汚染: SO₂, NO₂, SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速</p> <p>水質汚濁</p> <p>土壌汚染</p> <p>騒音: 施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通音量</p> <p>振動: 施設稼働振動, 道路交通振動, 交通音量</p> <p>悪臭: 特定悪臭物質 (22物質), 臭気指数</p> <p>その他 ()</p>	

注 調査を実施する事項を○で囲むこと。





様式第 6 号 (第 13 条関係)

環境調査変更届

平成 22 年 / 月 2 日

福岡県知事 殿

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家 2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21 株式会社

代表取締役 田中 直継



環境調査書の内容を変更したいので、福岡県産業廃棄物処理施設の設定に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、届け出ます。

調査計画届提出年月日	平成 21 年 9 月 28 日		
施設 の 設 置 場 所	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42		
変 更 に 係 る 事 項	変	更	前
施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	変	更	後

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	変	更	前
施設の種類： 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設	変	更	前
処理する産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 動物系固形不要物、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 れき類	変	更	前
施設の種類： 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設	変	更	後
処理する産業廃棄物の種類： 汚泥*、廃油*、廃酸*、廃アルカリ*、 廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、 感染性廃棄物	変	更	後

*印は特別管理廃棄物を含む



様式第2号の2 (第5条関係)

環境調査書 (最終処分場以外の施設用)

福岡県知事 殿

平成21年9月28日

住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第6条第2項の規定に基づき環境調査書を提出します。

施設の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：産業廃棄物の焼却施設 処理する産業廃棄物の種類： 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
設置場所	福岡県筑紫野市大字山家 2045-11, 2045-4, 2053-47, 2053-48, 2053-46, 2053-80, 2053-43, 2053-42, 2060-7, 2060-6, 2044-7, 2045-5, 2045-6
処理能力	90t/日 [3.75t/h×24h/日]



<p>調査計画に基づく各調査事項における調査項目、調査方法、調査結果、調査結果に基づく環境予測及び評価(水質汚濁, 大気汚染, 騒音, 振動, 悪臭)</p>	<p><大気汚染> 調査項目：SO₂, NO₂, SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量 調査方法：大気測定車による採集, 風向・風速計による測定 計測カウンタによる測定 調査結果：施設計画地の周辺2地点(吉木地区, 山家地区)における4季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合した。 予測評価：煙突排ガスによる大気汚染物質の着地濃度は, いずれの項目も環境基準等に適合すると予測されることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。 沿道大気汚染濃度は, 環境基準等に適合すると予測されることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p><騒音> 調査項目：施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量 調査方法：JIS Z 8731「騒音レベル測定方法1, 計測カウンタ」による測定 調査結果：施設稼働騒音(L₆₅)は, 敷地境界-東において朝42dB, 昼間53dB, 夕38dB, 夜間37dB, 敷地境界-西において朝44dB, 昼間52dB, 夕42dB, 夜間41dBで, いずれも規制基準(第2種区域)に適合した。 道路交通騒音(L_{den})は, 吉木地区で67dB, 山家地区で69dBであり, いずれも環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)を満足した。 予測評価：施設稼働時の騒音レベルは, 敷地境界-東で38~53dB, 敷地境界-西で42~52dBと予測された。これらの騒音レベルは, 「図書館」~「静かな事務所」に相当し, かつ, 規制基準に適合していることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。 道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足していることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>
---	--

	<p>〈振 動〉</p> <p>調査項目：施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量</p> <p>調査方法：JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定</p> <p>調査結果：敷地境界2地点における施設稼働振動 ($L_{1/0}$) は, いずれも定量下限値未満 ($<25\text{dB}$) であった。</p> <p>道路交通振動 (L_{10}) は, 吉木地区で $41\sim 42\text{dB}$, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第1種区域) に適合した。</p> <p>予測評価：施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測された。これらの振動レベルは, 「無感 (55dB 以下)」に相当し, かつ, 規制基準に適合していることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足していることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>〈悪 臭〉</p> <p>調査項目：特定悪臭物質 (22 物質), 臭気指数</p> <p>調査方法：「悪臭物質の測定の方法 (昭和 47 年, 環境省告示第 9 号)」「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成 7 年, 環境庁告示第 63 号)」に準拠する方法</p> <p>調査結果：敷地境界における臭気指数は, 風上と風下の両地点で 10 未満であった。</p> <p>予測評価：煙突排ガスの影響については, 敷地外の最大着地濃度が臭気指数 9 と予測され, 悪臭防止法の規制基準 (臭気指数 12) を満足する。また, 施設からの漏洩については, 適切な措置を講じることから, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>
<p>調査計画届に基づく各調査事項における調査結果に基づく措置及び期待される効果</p>	<p>大気汚染については, 燃焼室において 800°C 以上の燃焼温度と 2 秒以上の滞留時間を確保する, 排ガスはバグフィルタ前に消石灰・活性炭を吹込む等の措置を講じることにより, 大気汚染物質の発生・拡散の防止が見込まれる。</p> <p>騒音については, 主要な発生機器を屋内に設置する, あるいは敷地境界までの距離を十分に取った配置にすることにより, 遮音あるいは距離減衰による低減効果が見込まれる。</p> <p>振動については, 主要な発生機器を強固な基礎上に設置することにより, 発生源の振動レベルの低減が見込まれる。</p> <p>悪臭については, 廃棄物を屋内で保管すること等により, 拡散の防止が見込まれる。</p>
<p>施設の概要 (処理方式, 構造及び設備の概要, 維持管理の概要)</p>	<p>処理方式, 構造及び設備の概要： 炉形式：キルン&ストーカ炉 付帯設備：ボイラ・発電設備 (発電出力：1, 950kW) 排ガス処理設備：乾式ガス処理装置+バグフィルタ 維持管理の概要： 中央制御・監視・記録, 巡回点検, 定期点検・補修</p>

別紙

1 処理施設の種類

処理施設の種類	汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設	廃プラスチック類の焼却施設 その他の産業廃棄物の焼却施設
---------	--------------------	---------------------------------

2 当該施設で処理する産業廃棄物の種類

処理する産業廃棄物の種類 (有害・無害の別)	月間取扱 予定最大量 (m ³ /月)	排出自定事業者 (住所, 氏名, 排出施設名)
汚泥	394.2 t/月	朝倉市大字馬田字上原3601 キリソエソジニアリング(株)
廃油 (有害・ 無害)	54.0 t/月	福岡市博多区西月隈1-15-50 九州大日精化工業(株)
廃酸 (特別管理廃棄物を含む) (有害・ 無害)	40.5 t/月	福岡市中央区薬院1-17-28 凸版印刷(株)
廃アルカリ (特別管理廃棄物を含む) (有害・ 無害)	40.5 t/月	福岡市中央区薬院1-17-28 凸版印刷(株)
廃プラスチック類 (有害・ 無害)	576.0 t/月	北九州市八幡西区楠橋西2-13-8 ヤクシン開発(株)
紙くず (有害・ 無害)	396.0 t/月	福岡市博多区井相田2-1-60 西日本新聞製作センター
木くず (有害・ 無害)	590.4 t/月	大川市大字中木屋832-4 大川家具木屋田地協同組合
繊維くず (有害・ 無害)	72.0 t/月	久留米市荒木町荒木1178 (株)ピラミッド
動植物性残さ (有害・ 無害)	108.0 t/月	諫早市船越町700 日本ハム(株)諫早プラント
動物系固形不要物 (有害・ 無害)	108.0 t/月	太宰府市都桜南5-15-2 全農九州畜産センター
ゴミくず (有害・ 無害)	36.0 t/月	久留米市京町105 (株)ブリヂストン久留米工場
感染性廃棄物 (有害・ 無害)	108.0 t/月	各医療機関
汚泥 (有害・ 無害)	131.4 t/月	筑紫野市大字山家2060-7 (株)環境施設
廃油 (有害・ 無害)	18.0 t/月	筑紫郡那珂川町中原東2-11-1 (株)ジューイアール西日本テクノス

廃酸	(有害)・無害)	13.5 t/月	筑紫郡那珂川町中原東2-11-1 (株)ジェイアール西日本テクノス
廃アルカリ	(有害)・無害)	13.5 t/月	筑紫郡那珂川町中原東2-11-1 (株)ジェイアール西日本テクノス

3 処理施設の設置場所

所在地	福岡県筑紫野市大字山家 2053-42		
土地所有者 (住所・氏名)	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目3番21号 株式会社 環境施設 代表取締役 田中 直継		
自己所有でない場合	使用承諾の予定 (賃貸借の予定)・購入の予定 その他 ()		
敷地面積	12,767 m ²		
地目	原野		
都市計画上の指定区分	都市計画区域外		

4 処理施設の処理能力

処理能力	汚泥の焼却施設 36,00t/日 [1.500t/h×24h/日] 廃油の焼却施設 9,60t/日 [0.400t/h×24h/日] 廃プラスチック類の焼却施設 38,42t/日 [1.601t/h×24h/日] その他の産業廃棄物の焼却施設 66,48t/日 [2.770t/h×24h/日]	稼働時間	24時間/日
------	--	------	--------

5 環境調査

(1) 水質関係

計画施設は、クローズドシステムを採用することにより排水を放流しないことから、水環境への影響はないものと判断される。よって、関係する項目の調査は実施していない。

(2) 大気

調査項目	SO ₂ , NO ₂ , SPM, HCl, ダイオキシン類, 風向・風速, 交通量
調査方法	大気測定車による捕集, 風向・風速計による測定, 計測カウンタによる測定
調査結果	施設計画地の周辺2地点(吉木地区, 山家地区)における4季調査の結果は, いずれも大気汚染に係る環境基準に適合した。
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p><煙突排ガスの排出> 長期的評価のための計算の結果, いずれの項目も予測結果は, 環境基準を満足した。最大着地濃度は, 施設計画地から400mの山林に出現すると予測された。 短期的評価のための計算の結果, 寄与濃度の最大値は, 逆転層出現時に目標値を下まわり, 環境保全目標を満足すると考えられる。最大着地濃度は, 施設計画地から500mの山林に出現すると予測され, また, その出現頻度は, 気象条件(大気安定度:A, 風速1m/s)から推察すると1%程度と限られている。 以上のことから, 計画施設の稼動により発生する煙突排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p><廃棄物運搬車両の走行> 沿道大気質の予測計算の結果, 二酸化窒素および浮遊粒子状物質は, いずれも環境基準を満足した。 以上のことから, 廃棄物運搬車両の走行により発生する排ガスが, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p>

(3) 騒音

調査項目	施設稼働騒音, 道路交通騒音, 交通量
調査方法	JIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」, 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>施設稼働騒音 (L_{Aeq}) は, 敷地境界-東において朝 42dB, 昼間 53dB, タ 38dB, 夜間 37dB, 敷地境界-西において朝 44dB, 昼間 52dB, タ 42dB, 夜間 41dB で, いずれも規制基準 (第 2 種区域) に適合した。</p> <p>道路交通騒音 (L_{Aeq}) は, 吉木地区で 67dB, 山家地区で 69dB であり, いずれも環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間) を満足した。</p> <p><施設の稼働></p> <p>施設稼働時の騒音レベルは, 現況に比べ, 敷地境界-東で 0~1dB, 敷地境界-西で 0~1dB 増加するものの, その程度はわずかである。敷地境界における騒音レベル (38~53dB) は, 「図書館」~「静かな事務所」に相当するものであり, 特定工場等の規制基準 (第 2 種区域) を満足する。</p> <p>以上のことから, 施設の稼働に伴い発生する騒音が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p> <p><廃棄物運搬車両の走行></p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音は, 現況の騒音レベルを変化させるものではなく, 環境基準並びに要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通騒音については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>

(4) 振動

調査項目	施設稼働振動, 道路交通振動, 交通量
調査方法	JIS Z 8735 (振動レベル測定方法), 計測カウンターによる測定
調査結果	<p>敷地境界における施設稼働振動 (L_{10}) は, いずれも定量下限値未満 (<25dB) であった。</p> <p>道路交通振動 (L_{10}) は, 吉木地区で 41dB, 山家地区で 38dB であり, いずれも要請限度 (第 1 種区域) に適合した。</p> <p><施設の稼働></p> <p>施設稼働時の振動レベルは, 敷地境界-東で 35dB, 敷地境界-西で 43dB と予測され, いずれも振動規制法に係る規制基準 (第 1 種区域) を満足した。また, 予測結果は人体が感知できない程度の振動レベル (55dB 以下) に該当する。</p> <p>以上のことから, 計画施設の稼働により発生する振動が, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p><廃棄物運搬車両の走行></p> <p>運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動は, 現況の振動レベルを変化させるものではなく, 要請限度を満足した。</p> <p>以上のことから, 運搬車両の走行に伴って発生する道路交通振動については, 周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>
調査結果に基づく環境予測及び評価	

(5) 悪臭

調査項目	特定悪臭物質 (22物質), 臭気指数	
調査方法	「悪臭物質の測定の方法 (昭和47年, 環境省告示第9号)」、 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法 (平成7年, 環境庁告示第63号)」に準拠する方法	
調査結果	敷地境界における臭気指数は、風上と風下の両地点で10未満であった。	
調査結果に基づく環境予測及び評価	<p>＜煙突排ガスの排出＞ 敷地外の最大着地濃度は、敷地境界で臭気指数9と予測され、悪臭防止法の規制基準 (臭気指数12) を満足した。臭気指数9は、現況と同様に10未満の濃度レベルであり、“認知閾値程度の弱い”に相当する。</p> <p>以上のことから、煙突排ガスに含まれる悪臭が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微と考えられる。</p> <p>＜施設からの悪臭の漏洩＞ 事業の実施にあたっては、廃棄物を屋内で保管する等の対策に努めることから、悪臭が棟外へ漏洩することはほとんどないと考えられる。以上のことから、施設から洩漏する悪臭が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないと考えられる。</p>	

(6) 気象

調査項目	調査方法	調査結果
風況	風向・風速計による測定	施設計画地における H20.8.23～H21.8.22 の測定によると、最多風向は南東、平均風速は0.7m/sであった。

(7) 使用道路状況

調査項目	調査方法		調査結果
	位置	地図による確認	
使用道路	名称	地図による確認	主要地方道筑紫野太宰府線
	幅員	現地測定	12m
	舗装状況	現地確認	アスファルト
歩道の有無		現地確認	有
交通安全施設等の有無		現地確認	道路標識

(8) 文化財

調査項目	調査方法	調査結果
文化財の分布状況	筑紫野市教育部文化復興課～照会	施設計画地に存在しない
文化財の保存状況	筑紫野市教育部文化復興課～照会	施設計画地に存在しない

(9) 景観

調査項目	調査方法	調査結果
景観展望地点の位置	現地確認	該当なし
同地点の利用状況	現地確認	該当なし